2026 年 9 月 1 日 学校法人立命館 一貫教育部

2027 年度 学校法人立命館 教職大学院生講師 募集要項

１．募集する職種

学校法人立命館　教職大学院生講師

２．勤務する学校および所在地

勤務校は、下記各校のいずれかです。

〇立命館小学校（京都府京都市）
〇立命館中学校・高等学校（京都府長岡京市）
〇立命館宇治中学校・高等学校（京都府宇治市）
〇立命館守山中学校・高等学校（滋賀県守山市）

３．業務内容

校長の指示に基づき、下記内容のいくつかの業務に従事します。

〇授業に関する業務
〇学年および学級運営に関する業務
〇校務分掌に関する業務
〇学校諸行事に関する業務
〇その他校長が指示する業務

教職大学院生は大学院の教育課程の一環として、勤務校において実習を行うことがあります。その場合、実習と勤務は明確に区分して行われます。また実習は、原則として勤務校で行います。

４．採用予定日・雇用期間

採用予定日：2027 年 4 月 1 日

雇用期間　：１年以内。ただし、双方合意の場合、1 回のみ更新することがあります（雇用期間の上限は 2 年）。

※本学の教職大学院の学生であることが要件となります。

５．応募資格

以下条件の全てを満たしていることが必要です。

〇2027 年 4 月 1 日に、本学の教職大学院の正規課程に入学予定であること。

（教職大学院の正規課程に在学しない場合は、この資格を失います。）

〇本学の教職大学院で実施する 2026 年 7 月・9 月・11 月の入学試験のうち、2027 年 4 月入学を対象とした「一般入学試験」「学内進学入学試験」「協定校入学試験」を受験し、合格すること。

（本学の教職大学院入学予定者で入学を辞退する場合、もしくは入学できない場合は、採用を取り消します。）

〇希望する学校種（小学校、または中学校・高等学校）の教育職員免許状（一種）を有すること。

または 2027 年 3 月までに取得見込みであること。

６．応募資格（特記事項）

〇本業務へ従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

〇特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

７．労働条件

実働は一週間に 15 時間とします。（担当授業数は 10 コマ以内）※就業日は個別に定めます。

８．給与・福利厚生

月額本俸　128,000 円（2026 年度実績）

※通勤手当を支給します。（法人査定の経路による／月上限 20,580 円）

※賞与は支給しません。

※社会保険には加入しません。

９．募集人数・校種・教科

（1）募集人数：若干名

（2）募集校種・教科

校種	教科
小学校	小学校全科・専科
中学・高校	国語、社会（地歴、公民）、数学、理科、英語、保健体育、情報、音楽、美術、書道、技術・家庭 ※複数教科の併願可

１０．応募受付期間・応募方法

（1）応募受付期間

2026 年 10 月 8 日（木）10:00 から 2026 年 10 月 29 日（木）17:00 まで

※応募は WEB システム（Rising-FDC）にて受け付けます。

※システムメンテナンスのため、毎朝 4:30～5:30 および毎週水曜日 19:30～翌木曜日 9:00 はご利用いただけません。

（2）応募方法

＜STEP 1＞

応募フォームを利用するためには、WEB システム（Rising-FDC）の会員登録が必要です。

下記 URL から会員登録を行ってください。

※立命館大学の正規生としての学籍を有する方も会員登録を行ってください。

▼会員登録画面 URL

https://rw.ritsumei.ac.jp/survey/guest/SignUp.html

＜STEP 2＞

下記応募フォームにアクセスし、履歴、応募教科等の情報を登録してください。

▼教職大学院生講師 応募フォーム URL

https://rw.ritsumei.ac.jp/survey/SVA20D0.html?key=SUR20260610183556207326096

＜STEP 3＞

応募フォームの指定箇所に、①②の応募書類をアップロードしてください。

※アップロードするファイルサイズの合計が 100MB 以内に収まるよう、サイズを調整してください。

①教職大学院生講師エントリーシート（所定書式）

▼エントリーシートは下記 URL からダウンロードしてください

https://www.ritsumei.ac.jp/ikkan/bosyu.html/#bosyu04

②以下書類をスキャンあるいは画像保存（PDF、JPG、PNG 形式のいずれか）したもの

〇本人写真（3 ヵ月以内に撮影した正面、上半身、無帽のもの）

〇教育職員免許状または教育職員免許状取得見込み証明書

〇在留資格確認資料（外国籍の方のみ）

※添付書類等の準備が間に合わない場合、「12. 問い合わせ先」までご相談ください。

１１．選考方法・日程等

（1）第 1 次選考（書類選考）

応募書類に基づき、書類選考を行います。

選考結果は、2026 年 11 月 16 日（月）に応募受付フォームに入力されたメールアドレス宛に通知します。

第 1 次選考通過者には、第 2 次選考の詳細を併せてお知らせします。

（2）第 2 次選考（面接選考）

2026 年 12 月 5 日（土）・6 日（日）に、立命館大学朱雀キャンパスにて面接選考を実施予定です。

※選考に関わる交通費は支給しません。出席いただくのは、いずれかの一日となります。

（3）第 2 次選考結果通知

第 2 次選考を経て、最終合否は 2026 年 12 月 16 日（水）に応募受付フォーム登録済のメールアドレス宛に通知します。

※選考結果に関わる個別の問い合わせには応じることはできません。

※選考に合格した場合でも、立命館大学大学院教職研究科入学試験不合格あるいは入学を辞退した場合には、採用資格を失います。入学試験の結果は、受験番号をもとに、一貫教育部にて照合する場合があります。

１２．問い合わせ先

学校法人立命館　一貫教育部　教職大学院生講師担当
〒604-8520　京都市中京区西ノ京朱雀町１番地
Tel：075-813-8218（土・日・祝日除く 9：00～17：00）
e-mail：kyskoshi@st.ritsumei.ac.jp

【個人情報の取り扱いについて】

応募書類は採用選考および採用決定後の人事管理のためにのみ使用し、それ以外の目的では一切使用いたしません。また、取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。

以　上

別紙

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和六年法律第六十九号）

（定義）
第二条（略）
7　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。
一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
三　児童福祉法第六十条第一項の罪
四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為
ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
8　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第二条第７項第六号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第二条及び附則第二項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。